

古文書晩学つれづれ

鶴野博文

(会員 佐伯市田の浦町)

され候処、豊臣秀吉公、高麗御陣之節、彼の国に於いて御武功之れ有るに依つて……日田二万石拝領という御朱印状の文面です。

これは徳川の前の高政の官位ですが因みに、石田三成も同年の文に、「石田治部少輔」とあり、この時点では高政もかなりの地位をしめる戦国秀吉学校の、将来ある幹部候補生の一人と見られていたのでは、と推測されま

す。さて、この二人生死は分かれたのですが、残つた高政も出世のチャンスは失われました。そして、徳川新政権からは、

「従五位 下、毛利伊勢守、二万石、外様扱い」という「格付」をもらつてしまいました。

そこで、佐伯の殿様がなぜ「伊勢の守」か、最近学習した隣の白杵十二代藩主が、どうして「民部少輔」なのかなどという素朴な疑問がきっかけで、マニアの官位探検が始まりました。答えを急ぎますと、一六〇〇年、関が原で圧倒的な勝利をおさめ、絶大な権力と西軍方の取り潰し八七家、減高四家分など六四〇万石、プラス豊臣家の分六五万石など莫大な財力も併せて手中にした勢い

さる翁ありて古希も間近の六十ならぬ「七十の手習い」として古文書を学び始めたり。幸い大学の講師にも比すべき優れた師にも恵まれ数年を経たりしが、学業甚だ遅進、「日暮れて道遠し」の感切実なるも、翁この期におよび厚顔自依に悟りすまして惟うに古来よりあまたの俊秀志を達せる人極めて稀なり。況や凡人においてをや。されば吾等、徒に高き峰のみを望まず同好の士と楽しく語らい一步ごとに開ける視界を大いに楽しみつつ進むべし、と。

一、官位と格式

「温故知新録一文祿四年（一五九五）の項に、

「御元祖 毛利民部大輔高政公、播磨の国明石を御知行成

で、まず、一六〇〇年（関が原）を基点として、

一六〇六年 武家の官位は幕府の推薦によること。

一六一二年 武家の官位は員外とする。

一六一五年 「禁中並公家諸法度」（一七条）

この中の七条に、

武家の官位者公家当官之外為る可き事。

つまり、武家の官位は朝廷に實際仕えている人達、たとえば五撰家の人々の官位などの「定員外」と、明文化されているので同じ国名や官職名が重なってもさしつかえないことになりましたが、ただ定員外という単純な規定だけではなく、今度は「禁中並公家諸法度」の中にセツトされているということが重大なのですが、その理由は後にして、初学者が混乱している官位について先に整理しましょう。

つまり、これまでのところで、幕府の中だけの官位、官職名ということは分かりましたが、実際はどうなっているかをみてみると、大名の数をざっと二七〇人としても、当然、六〇か国あまりの国名が足りなくてダブってしまい、ある時代には、肥前守が五家とか、越後守が六家とかもあつたそうですが、定員外だからといって自由

気ままに国名をつけてよいというわけではありません。

例えば、武蔵守は將軍の居城地、薩摩守（島津家）、陸奥守（伊達家）など実際の領分を示している所や、常陸・上野などは、親王が国守（長官）という旧慣にもとづき、次官（二介）を称しているもので、あの忠臣蔵で有名な吉良上野介という名前の由来も分かってくるのです。

さらに「御三家」や「御三卿（吉宗の子孫）」はもちろん、加賀前田家や官位や石高も高い有力国持大名（一家）などは国名も官職名も代々固定している家が多いようですので遠慮なくみだりに不敬を犯してつけることはできません。わが佐伯藩では十二代までの中、

「伊勢守」|| 高政・高尚

「周防守」|| 高慶・高丘

あと、摂津（高成）・安房（高重）・駿河（高久）

美濃（高誠）となつて、よくわからないのが、八、十、十一、十二代四人の藩主は一代の間に国名が二度、三度と替わっているのはどうしてでしょうか。

つぎに「官位」についてですが、林寅喜さんの調査によると、幕府創立当時の大名達、つまり藩祖の官位受給調査表では、従五位下||一六五人、従四位下||五七人と

なっております。

それから上位の大名約五〇人は幕府のほんとの高位高官と言える人々でしょう。

徳川体制下、過半数以上を占める従五位下クラスの中には十五万石、十万石の大名も混じっており、一見、かなりはばがあるように見えます。つまり、佐伯二万石も伊予松山十五万石も従五位下だから同じか、という割り切り方はやはりできません。

大名の統制管理上、最も重要な基準は「格式による序列」でした。昭和一ケタ生まれの私たちが、今時の若けえもんは、知らんじやろうが、と言いたくなる前の大戦中、絶対服従の体験をした人々は、序列があっち当たり前じゃ、と思っていたはずです。徳川三百年間に日本人の身にしつけられた格式・序列感覚は全国庄屋以下の津々浦々にまで及び、いつしかわれわれ日本人のDNA（遺伝子）にまで組み込まれてしまっていたので戦争遂行のため、指導者たちが上は天皇を神とし徳川以上にこの序列システムを極至にまで高めるのはたやすかった、と言えるでしょう。

では徳川という格式とは何か、と考えてみると、それ

は国とか藩とかが基準じゃなくて、徳川家との「続き柄」と言えば分かりやすいかな、と思います。

家康わずか六才で織田―今川の人質となって以来五〇余年、家臣と共にひたすら徳川家再興を念じて風雪と涙の忍従に耐え抜いた徳川家の成長の歴史そのものを基準に大名達を分類序列化しているのです。次に大名達の大まかな序列の決め方として、

①五位の大名の序列は、一石高を基準とする。但し、同高の場合は家督の順（相続の順）。

②四位以上の大名は朝廷官位を基準とする。（石高にとられない）但し、同位の場合は家督の順。

③但し①、②共、格式の基準を適宜運用して決定する、ということになるようです。

例の参勤交代で大名達が江戸城大広間で將軍の前にひれ伏して拝謁するとき、將軍の代わりに私たちが一段高い將軍の座について、下々の方をずうっと見渡してみるところしたら、大名達の序列がビジュアル（視覚的）に理解できる筈です。

將軍に近いほうから、御家門をはじめ、譜代、外様と四位以上は官位の高い方から、五位の大名は石高順に。

各藩の一般領民たちは夢にも見る事ができなかった光景でしょう。

それで江戸城内（殿中）では、まず参勤大名達は「江戸城殿席」に序列によって定められている七つの控えの間に分かれて入ることになりますが、広大な殿中で各地方からはるばる上京してきた大名達の儀式指導や将軍拝謁などの世話をする幕府奏者番、目付、殿中坊主達に代わって、御新任の殿方様は特に、諸事くれぐれもお間違いの御座いませぬようにと、小藩佐伯の殿様ならとくに身びいきして私たちも心配して応援したくなる場面です。

佐伯藩の古文書資料に「殿中定例」（年不詳）というのがあるが学習させていただきました。勿論、私は半分も読めないんですが、藩主が参勤のとき江戸城内で決して手落ちや失敗がないように参勤初めの拝謁の受付け順序、席順から、将軍に献上する土産物の披露のしかたなど、すべて格式と序列に従い一分の間違ひも許されない様子が目に見えるように記録されています。

例えば、わが佐伯の殿様は約一〇〇家ほどあったといふ十萬石以下の外様大名の控えの間「柳の間」詰めで、拝謁など、四位以上は一人ずつのとき、五位大名達は、

五人ずつまとめて一緒に、などの記録があり、私たちが今見ると、恥ずかしいように思われますが、次の代の殿様が間違つて、一人だけ飛び出さないように、との老婆心からでしょうか。

さて、実例として佐伯藩にかかわりのある大名家を調べてみますと、

六代高慶夫人の実家、宗対馬守は「従四位下 侍従対馬府中一〇万石格」です。

宗家は昔から対朝鮮・中国などの重要な外交事務をこなしてきたことにより高い官位を持っています。因みに五位には「侍従」の官職名はありません。

七〇一年に成文法として日本ではじめて出来上がった「大宝律令」によると、初めの頃は、四位以上は、わずかな数人の高位高官で国政を運営していたのです。

ところで、宗家の「一〇万石格」については「国持ち大名十八家」について述べなければなりません。

国持大名十八家の石高七〇〇万石余、領国数二〇か国、全国の三分の一、一家平均石高三五万石以上で、前田、島津、伊達家など官位も四位侍従ないしそれ以上の官位を持ち、格式が際立って高く幕府の待遇も、他の外様や

譜代大名とは大きく異なっていて、徳川に臣礼はとるが、なお客分的性格をもった大名達だった、と言われている。対馬宗家はこれらに準じた「十万石格」なのです。

前に述べたように、江戸時代も数は何倍も増えています。前が四位と五位の格差はたいへん大きいので、毛利家と宗家との縁組みは不釣合いで、しかも宗家のほうから、娘をもらってくれまいかと頼まれたというので高慶公、不審に思つて家老に調査させたという逸話があります。

高慶公がどうして対馬家に見込まれたかについて、厚かましくも増村隆也さんの高慶公の逸話に追加してみようと思います。

というのは、この元禄時代、あの一六〇〇年の関が原から一〇〇年。私たち昭和一けた生まれ「戦中派」も戦後六〇年、戦争を知らない子供たちに限りなく近づき、今や「平和ボケ」とさへいわれています。

この時代の平和百年は現代でいう外圧の殆どない時代です。かつて威勢の旗本八万騎もお目見以下の御家人達は全く活躍の場所がないのは勿論のこと、もうすこしましな地位を、と切望する彼らのキーワードは、

「御役成」おやくなり 役方、つまり事務系統の役人として採用さ

れること。

「御番入」ごばんいり 小姓組、書院番組、大番組など番方（武官）

として將軍の身辺や城中警護の役人に採用

されること。

このいずれかを果たし、なんとかして江戸城本庁に勤務できないかと皆が切望しているという時代に、しかもお小姓で本庁勤め、しかも相当な美男で学問も武芸も抜群に間違いない無し、だってあの綱吉の眼鏡になつていてのですから。

この確度の高い想定条件から対馬藩邸の前を毎日、佐伯藩お手伝い普請の指揮のために通つていく高慶を見初めたのは実は対馬守（父）ではなく現子姫こんこのほうだった、というのが罪のないフィクション、というわけです。

一六九八年（元禄十一年）侍従宗義眞娘現子と結婚。

一七〇三年 嗣子 高通生まれる。

一七一八年 高通 お目見失敗、廃嫡。

これは妾山下滴勢子が自分の生んだ高能たかを嗣子にせんとする陰謀だったといわれているお家騒動で、結局は高通の子、高慶の孫が七代を継いで一件落着きました。

次は「喜連川藩」きつれがわ（五千石・下野〓栃木塩谷郡）

「無位無冠・無城・四品(從四位下) 十萬石格」

つまり、官位、官職、城も無い、江戸城中に殿席も無いが名門足利家庶流末裔の故に四品、十萬石の格式を以って待遇されるといふことになります。

つまり、「格式」を絵に描いて額に入れたような、特別、例外の大名家で、この家名が、藩政時代の歴史の本にはよくでてきます。

石高に関係なく高い家格について言えば、これと似たようなのに「高家」があります。「忠臣蔵」のせいとか吉良上野介が一人で勅使接待役の浅野内匠頭を指導したりいじめたりしているようにみえますが、高家は二十六家もあり名門足利庶流家、一萬石以下だけど官位は四位五位の侍従など大名並みの官位をもち、幕府の現職で、平日は毎日交代で一人ずつ當中に当直、となつています。

ところがおどろいたことに、この喜連川家から佐伯藩九代高誠公夫人が輿入れし、十代高翰の生母となつてい

るので。つぎは、佐伯藩の者はこの方には足を向けては寝られないが、世評はあまり良くないと言つ、

「藤堂高虎」(和泉守從四位下、伊勢津二八萬石)

一五九二年 第一次朝鮮征伐(文祿)

毛利高政は勿論、榊牟礼城主佐伯惟定も、大友義統の部下として参戦しましたが、不運にも義統が、苦戦の小西行長の救援不履行の責めを負い、豊後除国となり、その結果、惟定は藤堂家に移り助けてもらうことになりました。

(これに関する古文書の講座が、林寅喜講師指導により四、五月に行われました。)

一五九七年 第二次朝鮮征伐(慶長)

この時、毛利高政、藤堂高虎に二度目の大恩を受けることになりました。ちよつとそのサワリのところを紹介し

ますと、「高麗陣の節、水延といふ所に、蕃船の大將共の船十二艘漂白せり。天河の瀬よりも汐の早き所なり……十二艘漂白する越見斗いて是非ともに乗つ取るべきと下知せられ……先手は敵船のために数多手負いにけり。中にも久留島出雲守討ち死になり。其の外船手の衆、家老共、過半疵をかふむり、或いは討ち死にす。又は水死須。毛利民部大輔、引舟にて蕃船を十文字の鎗を打ちかけ引き寄せる所に、蕃船より弓鉄砲越烈し

く射かくるままに海に入り、既に危うく見えける所に、
藤堂孫八郎同勳解由兩人、船をこぎ寄せ、敵船を追い
退けたすけたると也。……」

「右高政公、御戦功之有り候段、藤堂高虎ヲ初メ御連印

にて秀吉公江御注進之有候に付、高政公江御感状下し
成され……（略）」

以上は平成十六年度の日曜文化講座の一部分ですが、こ
の戦のときの功により日田二万石拝領の感状、というの
が冒頭の話とつながっているわけです。

高政が、高虎に受けたもうひとつの恩というのは、天
正七年（一五七九）「三木城攻め」に二人が参戦、やはり
高政が負傷して、高虎が親切に介抱したときから、無二
の親友になった、と伝えられています。

この後一六〇〇年関が原戦のとき、細川忠興は家康の
上杉景勝追討軍に参加していて、丹波の「田邊城」は、
父の細川幽斉が留守を守っていました。ところが不運に
も、その時高政は大坂方から田邊城攻めを命じられ、城
を包囲中に東軍圧勝となり、高政不利の立場となります
が、この後の処理も、あの家康への、お追従、ごますり、

寝返り大名と評判の悪い高虎が、家康に抜群に氣に入ら
れている上に、のちに秀忠の娘、和子入内るとき發揮さ
れた天才的斡旋能力をもって、親友の高政をとりなした
と思われます。

高政佐伯転封は、一見格下げ左遷のようにもみえます
が、もし高虎がいなかったら、という想定では佐伯藩は
無かつたかもしれません。それに関連する家康の言葉が
続きの古文書「武家閑談 卷ノ六」で、

「家康公藤堂高虎を御呼び成され、其元は毛利民部大輔と
は心安よし承り及び候……（略）」という文があり、家康
が二人の間柄を知っていたことがわかります。

つまり、家康⇨高虎⇨高政が効果發揮、となります。

高虎については最近NHKの「歴史その時」でも紹介
がありました。身長一八六センチ、体重一一二キロという並
外れた体格体力とこれも飛びぬけの優秀な頭脳を持ち、
現代の優等生に無い思慮深さや直感力など色々な長所を
併せて、臨機応変絶妙な効果をあげてきました。

欠点と美点は裏表だとすると、お追従は人を動かす力
や能力であり、単なる寝返りではなく大局観をもって藩
のため国のために適切な指導者を選ぶ能力が高い、とい

うことになるのでしょう。

以上のような結果として彼の官位序列とも非常に高く、殿席は「大広間」で国持ち外様大名（十八家土宗対馬及び南部盛岡）やご家門のうち四位の大名、たとえば、島津・伊達および徳川親戚大名らの控えの間です。

藤堂家の国名ですが、彼は二つの国をいつもは城代家老にまかせ、官職名そのままに、家康の「侍従」に成りさり、毎日のように手土産を持参、家康に近侍、得意の築城名人技を駆使して江戸城ほか幕府にとって重要な城の縄張りや普請をこなしながら家康の話し相手をしたそうです、ある時、家康ご機嫌で高虎にお返しになにかやりたくなり、高虎それに答え「堺」を望んだところ、「堺はやれぬが和泉の名前だけをやろう。以後和泉守を名乗るがよい」となりました。

そこでこれまでの「佐渡守」は分家久居藩に譲った、とありますが佐伯藩歴代の藩主の国名（＝守名）に伊勢守（藤堂行政地）がだぶっているのもあるけど五人もあるのはなんらかの黙契があつたのではないのでしょうか。

あと官位のバランス問題が深刻化した例が、五代高久公の六ヶ月離婚夫人満久子さんの実家、南部盛岡藩にあ

り、將軍家内にもありましたが、紙面の都合で省略いたしまして禁中並公家諸法度について述べます。

七〇一年の大宝律令の官位は「官位相当」が大原則で「官Ⅱ官職」「位Ⅱ位階」を示しているのが、官位を持つ者はそれに相当する官職に必ずついているのです。

もうひとつ、当時全国で官位を持っている人は極々の少数で、それに付随する様々な特権と共に官位を天皇家や藤原氏の圏外に絶対出さない、だったので元を糺せば彼らの恣意的政策に官位を利用し濫発し、鎌倉に至ってついに義経官位授与事件などをきっかけに官位発給の実権を武家に奪われる過程に入っていきますが、朝廷も例のおじやる族を駆使して挽回しようとはしましたが、ついに家康に止めを刺されました。官位発給の実権はおるか、朝廷のすべてが武家と同じ徳川管理体制、官僚体制に幕府の決めた法律によって組み込まれてしまったのです。極端に言えば朝廷も実質は幕府の役所です、そこに勤める公家たちの人事、任免、席次などすべて逆に幕府の承認が必要となつたうえ、秀忠の娘を入内させ朝廷内部にも徳川勢が入り込み、この法度履行を監視徹底させるようになったのです。